

第20回農林水産物・食品の輸出拡大のための  
輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議 議事要旨

1. 日 時：令和6年8月23日（金）9時30分～9時50分

2. 場 所：官邸4階大会議室

3. 出席者：

林内閣官房長官、坂本農林水産大臣、土屋復興大臣、  
馬場総務副大臣、赤澤財務副大臣、  
濱地厚生労働副大臣、上月経済産業副大臣、  
土田デジタル大臣政務官兼内閣府大臣政務官、  
高村外務大臣政務官、こやり国土交通大臣政務官、  
村井内閣官房副長官（衆）、森屋内閣官房副長官（参）、  
栗生内閣官房副長官（事務）、  
阪田内閣官房副長官補、森農林水産省輸出・国際局長

4. 議事概要

○ 農林水産省から、輸出拡大に向けた取組状況と今後の展開方向（資料）について、以下のような説明があった。

<資料、輸出拡大に向けた取組状況と今後の展開方向について>

- ・ 農林水産物・食品の輸出額は、11年連続で増加してきたが、昨年8月のALPS処理水の海洋放出以降の一部の国・地域による科学的根拠に基づかない輸入規制強化の影響により、2024年上半期は対前年比で1.8%の減少となっている。
- ・ 本閣僚会議が設置された2019年と昨年の輸出実績を比較すると、コメや緑茶、牛肉をはじめ、全ての輸出重点品目で輸出額が増加しているが、輸出額目標の達成のためには、増加ペースを引き上げていく必要がある。
- ・ 2019年5月の閣僚会議の指示を受けて、規制等への対応スケジュールを明確にした「工程表」を作成した。その後、輸出実行計画に新たな項目を順次追加した上で、政府一丸となって取組を進めている。
- ・ 米国やEU等への牛肉や水産物の輸出に必要な施設認定のうち、工程表に掲載されたものは全て認定済みであり、輸出額も増加している。
- ・ 「輸出拡大実行戦略」に基づく施策の進捗状況。海外の規制やニーズに対応して継続的に輸出に取り組み、輸出の取組の手本となる産地を「フラッグシップ輸出産地」として、42産地認定したところ。

- ・ J A全農、ジェトロ・JFOODOの連携協定により、輸出産地の形成から海外販路の開拓までの取組を一体的に推進してまいる。
  - ・ また、認定品目団体においては、産地間で異なる規格の統一やリレー出荷といったオールジャパンでの取組を進めている。
  - ・ 海外現地で事業者の支援を行う輸出支援プラットフォームについては、本年新たにマレーシアとU A Eに立ち上げ、10か国・地域へと体制を拡大したところ。
  - ・ 原発事故による輸入規制は、既に49の国・地域で撤廃された。先週16日には、私自ら香港の政府高官に対し、原発事故及びALPS処理水の海洋放出に伴う科学的根拠に基づかない輸入規制の即時撤廃を求めた。引き続き規制が残る国・地域に対して、政府一丸となって強く働きかけてまいる。
  - ・ 今後、輸出拡大のペースを加速化するため、生産・流通拠点の整備や産地の構造転換を通じて、輸出産地を育成してまいる。
  - ・ 品目ごとの課題への対応として、コメでは、輸出向けのコメの精米・貯蔵施設やパックご飯の製造施設の整備などを推進してまいる。
  - ・ 更なる輸出拡大を図るため、主要都市の日本食レストランや日系スーパーだけでなく、現地系のレストランや大手スーパーなど、非日系・現地市場や未開拓の有望エリアを対象に、「新市場開拓プロジェクト」を進めてまいる。
  - ・ 日本の農産物等を原材料として輸出し、現地で加工・販売する外食事業者や食品メーカー、国内外の食品流通の効率化を担う物流事業者等の海外展開を進めるなど、輸出をけん引するサプライチェーンの構築を推進してまいる。
  - ・ また、我が国の優良品種の国内管理の徹底等を図ってまいる。
- 説明に対しての質問、意見はなかった。
- 次に、土屋復興大臣から、以下のような発言があった。
- ・ 復興庁では、昨年8月のALPS処理水の海洋放出以降も、東北被災地の風評払拭に向けて、科学的根拠に基づいた正確な情報の国内外への発信や、大消費地でのイベント、海外市場へのトップセールスなどに取り組んできている。
  - ・ 東北被災地においても、地元の魅力的な製品の輸出拡大に向けて努力されているので、関係省庁の皆様におかれても、こうした東北被災地の想いも受け止めていただき、復興の後押しとなるよう、残された輸入規制の早期撤廃に向けた働きかけについて、より一層の協力をよろしく願います。
- 次に、赤澤財務副大臣から、以下のような発言があった。

- ・ 日本産酒類には日本酒だけでなくウイスキーも入っているが、日本産酒類の輸出額については、令和5年分は、1,344億円となり、過去最高となった令和4年1,392億円に次ぐ水準。
  - ・ ウイスキーについては、中国での需要が高かったが中国景気の後退で需要が減少し、全体としても2024年上半期の実績で前年比15.1%減少している。ビールについては、韓国への輸出が約5割伸びており全体の輸出金額も2024年上半期の実績で前年比35%増えている。
  - ・ このような中、日本酒については微増の状況。足元、6月末までの実績において、日本酒については前年6月末時点の200億円から204億円へと、プラス1.9%の増加に転じている。
  - ・ 財務省・国税庁としては、農林水産物・食品の輸出に占める日本産酒類の割合が約1割に達することも踏まえ、その一層の輸出拡大を図るべく、関係省庁とも連携し積極的な取組を行ってまいりたい。
- 次に、上月経済産業副大臣から、以下のような発言があった。
- ・ 経済産業省から足元の取組を2点御報告する。
  - ・ 1点目。当省では、農林水産業者を含む中堅・中小企業者による輸出拡大を支援する「新規輸出1万者支援プログラム」を推進している。登録は2万者近くになっており、実際の輸出実績も2千を超える事業者で行われている。農林水産事業者はまだ少ないので、農林水産省とも連携してこの事業を使っていただくよう、これからもやっていきたい。本プログラムの中で、見本市への出展や商談会の開催、専門家による伴走支援、越境ECを活用した海外販路開拓に取り組んでいる。
  - ・ 2点目。東京電力福島第一原子力発電所事故に端を発する風評の払拭を目指し、残された輸入規制の撤廃に向けて取り組んでいる。特に、ALPS処理水の海洋放出に伴う、一部の国・地域による科学的根拠に基づかない輸入規制の即時撤廃に向けた働きかけを行っている。  
また、引き続き「水産業を守る」政策パッケージ等を通じた国内消費拡大、海外販路の開拓等にも、関係省庁、ジェトロ・JFOOD0などの関係機関と一体となって取り組んでまいる。
  - ・ 今後とも、輸出目標の達成に貢献するため全力で取り組んでまいる。
- 次に、高村外務大臣政務官から、以下のような発言があった。
- ・ 農林水産物・食品の輸出拡大にあたっては、外務省として、日本産食品の魅力と安全性を諸外国に正しく発信する活動に、積極的に取り組んでいる。

- ・ また、日本産食品に対する輸入規制が残る6か国・地域に対して、二国間会談、政府間会合、国際機関における会議等、様々な機会を活用し、輸入規制撤廃の働きかけを続けている。
- ・ さらに、ALPS処理水放出後の輸入規制強化の撤廃や、影響を受けた日本産食品の代替販路の拡大、風評被害の払拭にも積極的に取り組んでいる。例えば、今年に入ってから、日本の水産物の魅力をアピールするPRイベントを、50公館で70回実施した。今後も、在外公館を活用しつつ対応していきたいと考えている。

○ 最後に、林官房長官から、以下のような発言があった。

- ・ 農林水産物・食品の輸出額は、2012年以降、11年連続で増加してきた。一方、昨年8月24日のALPS処理水の海洋放出の日から導入された中国等による輸入規制強化の影響により、本年上半期の輸出額は、対前年比1.8%減の7,013億円となった。中国・香港以外の国・地域への輸出は14.3%の増加となったが、2025年2兆円・2030年5兆円の目標達成のためには、増加ペースを今まで以上に引き上げていかなければならない。
- ・ このため、より幅広い品目で、これまで以上に多くの生産者・事業者の皆様が輸出に取り組み、海外市場を獲得できるよう、需要拡大の取組と供給力向上の取組を車の両輪として実施していくことが必要。
- ・ とりわけ、
  - ① より大きな市場である現地系のスーパーやレストランなどの新市場を開拓するため、品目団体・ジェトロ等が連携して、ブランディングや現地需要の創造、現地業者への商流の構築を一体的に進めること、
  - ② 輸出拡大に対応する生産・流通拠点の整備や産地の構造転換を進めるとともに、品目ごとの課題に応じて、産地における輸出向けの供給力の向上を図ること、
  - ③ 国内外を一貫してつなぐサプライチェーンを構築するため、我が国の農産物を原材料として輸出する外食事業者や、食品流通の効率化を担う物流事業者等の海外展開を進めること、
  - ④ 我が国の強みである優良品種の新たな流出リスクに対応し、国内管理の徹底と競争力強化に向けた措置を総合的に講ずることが重要となる。
- ・ 関係閣僚におかれては、今申し上げた考え方に沿って、需要拡大と供給力向上の好循環を生み出すべく、来年度予算の概算要求に、新市場開拓や国際競争力ある産地育成をはじめ、必要な施策をしっかりと盛り込むとともに、産地における輸出拡大の取組のフォローアップを行うなど、取組を加速していただくようお願いする。

(以 上)